

V-2 政府とその職員の労働組合との関係を規整する1974年12月19日の国法施行のための1984年9月28日の勅令

ベルギー官報1984年10月20日公告

以下により修正

2006年3月9日の勅令
公告 2006年3月21日

2004年11月10日の勅令
公告 2004年11月23日

2003年9月29日の勅令
公告 2003年11月23日

2001年5月8日の勅令
公告 2001年6月15日

2001年2月8日の勅令
公告 2001年2月17日

2000年10月10日の勅令
公告 2000年10月28日

1999年6月13日の勅令
公告 1999年7月15日

1999年5月27日の勅令
公告 1999年7月15日

1999年1月26日の勅令
公告 1999年1月30日

1998年7月17日の勅令
公告 1998年8月4日

1997年9月16日の勅令
公告 1997年11月4日

1997年9月16日の勅令
公告 1997年11月4日

1995年10月20日の勅令
公告 1995年11月1日

1995年9月25日の勅令
公告 1995年11月1日

1995年4月10日の勅令
公告 1995年6月13日

1992年5月25日の勅令
公告 1992年6月20日

1991年11月18日の勅令
公告 1992年1月7日

1991年9月10日の勅令
公告 1991年11月15日

1990年10月31日の勅令
公告 1990年11月23日

1990年8月2日の勅令
公告 1990年8月31日

1989年6月2日の勅令
公告 1989年6月17日

1989年5月29日の勅令
公告 1989年6月1日

1987年10月7日の勅令

公告 1987年10月22日
1985年7月17日の勅令
公告 1985年7月24日

非公式の調整

1975年6月20日、1980年9月1日及び1983年7月19日の各国法により修正された公共諸機関とその職員の労働組合との関係を規整する1974年12月19日の国法に基づく；

被雇用者の健康及び安全並びに労働及び職場の衛生に関する1952年6月10日の国法、とりわけ第1条§4のdに基づく；

経済的發展、社会的向上及び財政再建のための1961年2月14日の国法の第IV編の若干の規定を修正し、共同体法第75条、とりわけ第9条を補完した1961年2月28日の国法を廃止した1961年7月21日の国法に基づく；

教育国家公務員の身分に関する1964年6月22日の国法、とりわけ第7条に基づく；

公共部門における勤務中の事故及び通勤途上の事故及び職業病により生じた損害の補償に関する1957年7月3日の国法、とりわけ1973年7月13日の国法により修正された第2条第5項に基づく；

団体労働協約及び労使調停委員会に関する1968年12月5日の国法、とりわけ1973年7月11日の国法により修正された第2条§3に基づく；

1984年2月21日に締結された我が予算大臣協定に基づく；

1973年1月12日に調整され、1980年8月9日の国法により修正された国務院に関する諸国法、とりわけ第3条§1に基づく；

国務院の勧告に基づく；

国務院の勧告に従い且つ主として国務院により表明された所見に合致することを意図した勅令草案報告により勅令本文にもたらされた付随的性質の適応に関するものの緊急性に基づく；

国法及びその施行令の適用の範囲内に含まれる公共機関の実人員の算出に必要な統計資料の収集に関する技術的な理由の点から、労働組合が国法の第8条に基づく代表と見なされるためには満たさなければならない組合費を支払う最小限の組合員数の算出に大きな遅れを伴うことを認めざるをえず、それにより1974年12月19日の国法及びその施行令の有効な適用が少なくとも1年の期間遅らされるといふ具合でその施行令の第52条に規定された日時が1985年まで延期されねばならないということに帰着する1974年12月19日の国法及びその施行令の発効の開始の長期にわたり延期することになるということを考慮する；

加えて即座に必要なあらゆる予備的な随伴する方策、とりわけ本勅令の第62条第2項及び第63条第2項で予知された期限内に終わることができる調査のために実施されなければならない公共機関に就職している職員の名簿の収集に関する方策に基づく；

我が総理大臣、我が内務公職大臣、我が教育大臣、我が予算大臣、我が社会問題大臣、我が公職公務副大臣の諸提案について及び閣議で決定した諸勧告について、

(国王への報告及び国務院の勧告：1984年10月20日のベルギー官報1万4039～1万4089頁参照)

第I編 総則

第I章 序文

第1条 本勅令においては：

- 1° 「国法」は政府とその職員の労働組合との関係を規整する1974年12月19日の国法を指す；
- 2° 「職員構成員」は国法により制定される規則が適用されるようになる職員を意味する；
- 3° 「公共機関」は国法により制定される規則が職員構成員に適用されるようになる官公署、機関、施設、公益法人を指す；
- 4° 「代表の条件」は国法の第7条及び第8条に記述された代表と見なされるための前提条件を指す；
- 5° 「代表の基準」は国法の第8条に規定された労働組合員の実人員に関する基準を指す；
- 6° 「委員会」は国法の第14条に規定された代表の審査委員会。

第2条 本文から別のものが明らかにならない限り、「特別委員会」の名称は国法の第4条§1の2°及び第4条§1の3°並びに第23条第1項に予定された個々の特別委員会を指す。

第II章 国法により制定される規則の適用範囲

第3条

§1. 第4条に予知される例外を除いて、国法により制定される規則は以下に所属する職員構成員に適用されるようになる：

- 1° 司法権を補佐する機関を含む国の官署その他の機関、及び本勅令の補遺Iに列挙されているような国の所管する公法上の法人；
- 2° a) 共同体及び地域圏の政府の官署その他の機関、並びに本勅令の補遺Iに列挙されているような共同体の共同体委員会理事会及びフランス共同体委員会理事会の官署その他の機関；
- b) 共同体により設置された教育機関；
- c) 共同体、地域圏、本勅令の補遺Iに列挙されているような共同体の共同体委員会及びフランス共同体委員会に所属する

公法上の法人；

- d) フランス共同体委員会により設置された非助成教育機関；
- 3° a) 県、基礎自治体、基礎自治体事務組合、都市圏及び基礎自治体連合、県連合、基礎自治体協議会、県独立公社、共同体独立公社、フラーンデレン共同体委員会；
- b) 社会福祉公共センター、社会福祉公共センター連合及び公共貸付金庫；
- c) 共同体の共同体委員会の1995年12月22日の国会授権命令と合体された社会福祉公共センターに関する1976年7月8日の組織法の第ⅩⅢ章の2に規定された病院協会；
- d) ルシア・ドゥ・プロウケデ単科大学。

第1項の2°及び3°に規定された職員構成員の中には俸給によっては支払われない2°及び3°に列挙された政府機関により組織される被助成公教育及び被助成公共精神医学社会センター又は政府機関に所属する被助成生徒介護センターの構成員が含まれる。

§2. 国法により制定された規則は、例え労働協約により雇用されていても、俸給により支払われ、被助成公教育及び被助成公共精神医学社会センター又は被助成生徒介護センターに所属する専任、見習中、臨時若しくは補助職員に適用される。

第4条 国法により制定された規則は以下には適用されない：

- 1° 第3条に規定された職員構成員に属さず且つ官房に結び付きのある以下の職員たち：
 - a) 連邦政府の構成員たち、共同体及び地域圏の政府の構成員たち、連邦地域圏副大臣、共同体の共同体委員会理事会の構成員たち及びフランス共同体委員会理事会の構成員たち；
 - b) 県知事たち、ブリュッセル首都圏行政区の知事及び副知事及びフラーンデレン・ブラバント県の副知事；
- 2° 県知事たち、ブリュッセル首都圏行政区の知事及び副知事、フラーンデレン・ブラバント県の副知事、県事務総長たち、郡長たち及び副郡長たち；
- 3° 外交上の及び領事館の職に雇われている外国籍の職員構成員たち；
- 4° ドイツ法に従いドイツ共和国連邦駐留のベルギー軍に雇われている文民職員構成員たち；
- 5° 健康保険の補助金庫の保険医たち；
- 6° 核エネルギー研究センター職員構成員たち；
- 7° 国家放射元素研究所の職員構成員たち；
- 8° フラーンデレン技術研究所の職員構成員たち；
- 9° 財政情報処理センターの職員構成員たち。

第三章 交渉及び協議に共通の規定

第5条

§1. 国法の第2条§1及び§2で予知された交渉並びに国法の第11条§1で予知される協議は以下のものではない：

- 1° 国土の安全及び防衛の組織に関して措置が講じられるとき；
- 2° 自然災害に生じた私的財産の一定の損害の回復に関する1976年7月12日の国法の第2条の意味での自然災害の場合；
- 3° 新自治体法第135条第2項5°の意味での事故若しくは大災難の場合；
- 4° 本勅令の規定に従った交渉の後もっと後の勅令が規定するはずのその他の場合。

§2. 当局は、§1に規定されたそれぞれの措置について、交渉若しくは協議を実施しない決定の理由を説明しなければならない。

第6条 交渉若しくは協議の後に執られる措置は国法の第9条若しくは第11条§1第3項にそれぞれ規定される決議書若しくは明確な論拠を持った勧告の資料に記載される。

第二編 労働組合活動

第1章 労働組合が存在を認められ及び中止させられる場合

第7条

§1. 全ての種類の職員構成員の職業上の利益を促進する労働組合は規約の写し及び有責指導者の名簿が書留郵便で全公共機関のための共同体委員会の議長に送達されたときから全公共機関により承認される。

労働組合は規約の写し並びに有責指導者及び法廷の活動範囲に属する職員構成員の種類の名簿が以下に送達されたときからその職業上の利益を促進する職員の所属する全公共機関により承認される：

- a) それがいずれかの部会の下に属する公共機関のために働く場合には連邦、共同体及び地域圏の公共機関のための委員会議長に；
- b) それがいずれかの特別委員会の下に属する公共機関のために働く場合には県及び基礎自治体の公共機関のための委員会議長に。

労働組合はその構成員の名前を第1項及び第2項に規定された記録に追加する。

議長がその承認資料の処理権限がないと判断したら直ちに権限のある議長に移送する。

§2. 議長はその書類を受領したら直ちにそれぞれ個々の労働組合の名称、住所、電話番号、及び活動範囲をベルギー官報に公告させる。労働組合組織の構成要素の名称が記載される。

その資料に加えらるる訂正も同様に公告させる。

第8条

§1. 労働組合の承認は以下の場合中止される：

- 1° その規約及び有責指導者の名簿に加えらるる修正が権限ある議長の承認を3か月以内に得られなかったとき；
- 2° 第78条に規定された支払が指定された期限内に実行されなかったとき；
- 3° その職業上の利益を擁護する職員構成員が国法により制定された規則の適用下にもはや入らなくなったとき。

§2. §1の1°に規定された場合には明確な論拠を持って権限ある議長の決定の撤回が起こる。労働組合はあらかじめ有責指導者の一人乃至複数人が説明の提供を求められる。

§1の2°に規定された場合には第79条に指示された手続に応じて撤回が行われる。

§1の3°に規定された場合には法律上の撤回が行われる。

§3. §2の第1項及び第2項に従った撤回の決定後10日以内に労働組合は書留郵便で通告される。その決定は概要がベルギー官報に公告される。

第II章 労働組合の特権

第9条 承認された労働組合はそれについて政府機関内で承認されその職業上の利益を擁護する職員のためだけにその特権を行使する。総務委員会に議席を有する労働組合代表は委員会の領域内でその特権を行使する。

総務委員会に議席を持たない労働組合代表は議席を有する交渉委員会の領域内でその特権を行使する。

第10条 但し自分の側についている労働組合を通して要求する職員構成員は直属の上司に増大する窮迫を弱めなければならないと認めさせるために直接説明する責任がある。

第11条 労働組合の通達は適時その職業上の利益を擁護する職員の執務室に張り出され、その後で政府によりこのために指名された公務員により調査による査証が行われる。

その査証は直ちに承認される。それはその通達が個人、機関若しくは他の労働組合の尊厳を傷つけるか又は公共機関があらかじめ秘密性を認めている事実が含まれる場合には完全に拒否されるかも知れない。

通達は政府機関によってあらかじめ適切な目に付きやすい場所に張り出される。

第12条 その全てがその場所で閲覧することができる資料を除いて労働組合はその依頼でその原価と引き替えにその代表が指導を任されている職員に関する通常の性質の文書を受け取る。

第13条 権限ある政府機関は労働組合代表に関する相互協定により執務室において組合費を徴収することができる日時を決定する。

第14条 労働組合代表構成員は個別の試験又は職員構成員を募集するための競争試験の試験委員会において、並びにいずれかの代表を個々の競争試験、その代表する職員構成員のために準備される個々の検査、又は個々の試験の試験委員会において代表させる権利を有する。

代表は競争試験、検査、若しくは試験の正常な進行への干渉を差し控えねばならないし試験委員会の協議には参加することはできない。代表は業務の調査を知ることはできないし写しを受け取ることもできない。但し代表は競争試験、試験若しくは検査の進行について調査の補遺にその所見を記載することができる。

第15条 労働組合代表は権限ある公共機関との相互協定により執務時間中であっても集会の場所、日時が決められる執務室での集会を招集することができる。

第III編 交渉委員会

第I章 交渉委員会の設置及び個々の委員会独自の取決め

第16条 国法の第3条§1の1°に規定された連邦政府、共同体、地域圏の公共機関のための委員会は行政管理局の下に設置される。公務員問題大臣がその議長となる。予算大臣がその副議長となる。

第17条

§1. 法律の第3条§1の2°に規定された県及び基礎自治体の公共機関のための委員会は内務大臣により設置される。内務大臣がその議長となる。社会問題大臣はその副議長となる。

§2. §1に規定された委員会の中に二つの部会が設置される：

- 1° 第3条§1の3°に規定された全職員構成員のための部会；
- 2° 第3条§2に規定された全職員構成員のための部会。

第1項の1°に規定された部会の正副議長は§1に規定された大臣たちの代理を務める。

第1項の2°に規定された部会の正副議長は連邦教育大臣の代理を務める。

§ 2の2. § 2の1°に規定された部会には以下の分科会が設置される：

- 1° 「フラーンデレン地域圏及びフラーンデレン共同体」分科会；
- 2° 「ワロン地域圏」分科会；
- 3° 「ブリュッセル首都圏」分科会；
- 4° 「フランス共同体」分科会；
- 5° 「ドイツ語圏共同体」分科会；
- 6° 「フラーンデレン港湾公社」分科会。

各分科会の正副議長はそれぞれに関係する共同体政府及び地域圏政府により決められる。

ブリュッセル首都2言語併用地域圏の広域病院連合は「ブリュッセル首都圏」分科会の管轄下にある公共社会福祉センターに関する1976年7月8日の組織法第XII章の2に規定されている。

§ 2の3. § 2の2°に規定された部会には以下の分科会が設置される：

- 1° 「フラーンデレン共同体」分科会；
- 2° 「フランス共同体」分科会；
- 3° 「ドイツ語圏共同体」分科会。

各小委員会の正副議長は、事情に応じて、フラーンデレン共同体政府、フランス共同体政府及びドイツ語圏共同体政府により定められる。

§ 3. 法律第7条に規定される労働組合は§ 2に規定された分科会並びに§ 2の2及び§ 2の3に規定された分科会にも議席を有する。

第17条の2 内務大臣及び社会問題大臣は第17条§ 2の2に規定される分科会に議席を有するそれぞれ一人の代理人を指名することができる。

第18条

§ 1. 国法第3条§ 1の3°に規定された全公共機関のための共同委員会は総理府により設置される。総理大臣がその議長となる。公務員問題大臣及び内務大臣がその副議長となる。

§ 2. 全公共機関のための共同委員会の中に分科会が一つ設置される。

総理大臣が分科会の議長となる。総理大臣は全公共機関のための共同委員会の構成に関する規程に従い政府代表の構成を決定する。議長及び政府代表委員はふさわしい代理人に代理を務めさせることができる。

国法第7条に規定された労働組合は分科会で代表を務める。

分科会は職務として第75条、第79条、第85条§ 2で与えられる勧告の提起ができる。

その議長への依頼事項は以下のとおり：

- 1° 異論のある事項への国法及び本勅令により準備された規則の適用のための勧告の提起；
- 2° 上述の規則の適用に関する一般方針の策定及び加えて以下の特定事項における：
 - ・交渉委員会及び協議委員会の活動；
 - ・労働組合の特権；
 - ・公共機関内での労働組合代表の参加。

そのために権限ある公共機関及び労働組合は案件の提起を要請することができる。

全公共機関のための共同体委員会の議事規則が分科会の活動を規制する。

第19条 その名称及び活動領域が補遺 I に従って規定される部会が設置される。

連邦公共機関に所属する部会の議長及び必要ならば副議長が朕により決められる。

共同体及び地域圏の政府は共同体及び地域圏の政府に所属するそれぞれ関係する部会の議長及び必要に応じて副議長を決める。但し、共同体の共同体委員会の合同理事会及びフランス共同体委員会理事会もこれらの機関に関係する代表たちによりそれぞれ関係する委員会の公共機関に所属する部会の議長及び必要に応じて副議長を決める。

政府及び関係理事会は労働組合代表たちに部会の議長及び副議長の名簿を通告する。

第20条

§ 1. 以下の特別委員会が設置される：

- 1° それぞれの県にその議長である知事により県職員のために；
- 2° ブリュッセル大都市圏においては、ブリュッセル首都圏政府により大都市圏の職員のために；特別委員会の議長は上述の政府により定められる；
- 3° それぞれの基礎自治体においては、その議長である基礎自治体の長により基礎自治体の職員、社会福祉公共センターの職員及び公共貸付金庫の職員のために；社会福祉評議会の議長がその副議長となる；
- 4° それぞれの基礎自治体事務組合においては、同様に特別委員会の議長である評議会の議長により事務組合職員のために；
- 5° 社会福祉公共センター連合においては同様に特別委員会の議長である評議会の議長により連合職員のために；

- 6° それぞれの自治体独立公社においては、同様に特別委員会の議長である取締役会の理事長によりその職員のために；
- 7° フラウンデレン共同体委員会においては、その職員のために、同様に特別委員会の議長であるこの委員会理事会により指名される当局により；
- 8° 公共社会福祉センターに関する1976年7月8日の組織法第ⅩⅢ章の2に規定されているブリュッセル首都2言語併用地域圏のそれぞれの広域病院連合においては、同様に特別委員会の議長である取締役会の理事長によりその連合の職員のために；
- 9° それぞれの県の独立法人においては、同様に特別委員会の議長である取締役会の議長によりその職員のために；
- 10° それぞれのフラウンデレン港湾公社においては、同様に特別委員会の議長である取締役会の理事長によりその職員のために。自治体以外の各特別委員会の議長は副議長を指名する。

§ 2. § 1 に指定された特別委員会は第3条 § 2 に規定された職員構成員のための権限は持たない。

§ 3. 個別の特別委員会の一つがそれぞれ準備される被助成公教育機関によりその管轄下に入る第3条 § 2 に規定された職員のために設置される。

同委員会は準備される機関により設置された特別委員会の議長により主宰される。

フランス共同体委員会により設置される個別の特別委員会の議長はフランス共同体委員会理事会により定められる。

ルシア・ドゥ・ブrouケデ単科大学の機関により設置される個別の特別委員会も同様に俸給の方法によっては支払われない職員構成員のために権限が付与される。この委員会はこの単科大学の評議会の議長により主宰される。

第Ⅱ章 交渉委員会並びにその内部に設置される部会及び分科会に共通の規程

第21条

§ 1. 各交渉委員会も各部会及び各分科会も以下により構成される：

- 1° 政府代表団；
- 2° 各労働組合代表団。

§ 2. 政府代表団は委員会の議長及び必要ならば副議長（たち）、最大限以下の者からなる部会及び各分科会を含む：

- ・総務委員会の15人；
- ・第17条 § 2 に規定された部会、並びに第17条 § 2 の2及び § 2 の3に規定された分科会のような部会の委員10人；
- ・特別委員会の委員7人。

政府代表団成員たちは各委員会、部会若しくは分科会の議長により関係公共機関に関して、どのような資格であろうと、権限を有する者から選ばれる。

委員会、部会若しくは分科会の議長及び副議長（たち）及びさらに他の政府代表委員たちもふさわしい代理人に代理を務めさせることができる。

政府代表団は専門家に介添えしてもらうことができる。

社会福祉公共センター連合の議員二人は社会福祉公共センターが所属する特別委員会の政府代表団の法定委員となる。

§ 3. 各労働組合は代表団を共同で自由に決める。

最大で以下のものからなる：

- ・総務委員会に7人の委員；
- ・第17条 § 2 に規定された部会並びに第17条 § 2 の2及び § 2 の3に規定された分科会のような部会に4人の委員；
- ・特別委員会に3人の委員。

各労働組合の代表団は議事日程に登録された事項ごとにせいぜい二人の専門家に介添えしてもらうことができる。

第22条 正規に招集された政府代表団の委員が一人乃至複数人が欠席しても正規に招集された労働組合代表団の委員が一人乃至複数人が欠席しても交渉は無効とはならない。

第23条 案件は政府若しくは労働組合代表の発議に基づき交渉に付される。

交渉のために労働組合代表は全ての文書記録を受領する。

第24条 議長が第23条に規定された発議を考慮して議事日程を設定する；議長が会議の日を決める。

議長は討議を指揮し会議の秩序維持を確保する。

議事日程はその中で第25条で予知される交渉の期限が終えなければならないことを記載する。

第25条 交渉はそこで事案が最初に議題にされた会議の日から30日以内に終了する。

期限は出席した代表間の共通の合意により延期されることができる。

議長は事案が緊急に処理されねばならないと判断したときは期限を10日まで短縮することができる。

本条で決められた期限の終了後、交渉は終了し議長は第30条に規定される決議書の草案を作成する。

第26条 議長は委員会、部会若しくは分科会の良好な活動に気を配り、その書記、並びに事務局を編成する行政課にも指示する。

第27条 書記が政府並びに労働組合の代表団の構成員たちに会議の日の少なくとも10平日前に議事日程を含む召集状を送付する。郵送の日付が送達の証明と見なされる。

議長が緊急と判断した場合には第25条第3項の適用の必要が生ずることなしにその期限を3日まで短縮することができる。

それぞれの招集のたびに協議のために必要な参考資料が追加される。

第28条 会議中には、代表団は全て議事日程の変更をさせる権利を有する。

それが効力を発するためには出席した代表団により全会一致で採択されなければならない。

第29条 書記が議事録を作成する。それぞれの会議の議事録は唯以下のことだけを記載する：

- 1° 議事日程；
- 2° 政府代表団構成員たちの出席、出席免除若しくは欠席した名前；
- 3° 出席、出席免除若しくは欠席した労働組合の名称、及び出席若しくは出席免除のこれらの労働組合代表団構成員たちの名前；
- 4° 専門家たちの名前；
- 5° 審理された事項；
- 6° 交渉が終了した事項。

議事録は議長及び書記により署名される。

その後写しが代表団構成員たち及び労働組合に通知される。

第30条 議長は法律の第9条に従い決議書の草案を作成し、交渉の終了後15日以内に、同意を得るために、政府の他の代表団構成員たちに、及び同様に労働組合にも提出する。

政府及び労働組合の代表団構成員たちがその所見を議長に伝えるためには、一件書類が書留郵便により送られてきてから15平日の期限がある。但し、議長はいずれかの代表団の提案に基づき他の当該代表団に上述の期限内に意見を聞いた後に、期限を修正することができる。

決議書の最終原本が作成された後では原本の修正は提案することができない。

逆の場合には、所見は次回の会議の最中に検討される。議長はその検討に基づいて決議書の最終原本を作成する。

決議書の最終原本の写しは政府代表団構成員たち及び労働組合に送付される。

議長は政府代表団構成員たち及び労働組合に、当該労働組合に意見を聞いた後で、議長が定めた期限内に決議書に署名するよう要請する。

第31条

§1. 付属資料を付した議事日程、議事録及び決議書は事務局に預けられ保管される。

§2. 書記は以下の各官公署に決議書の写しを送付する：

- ・提議された処置を実施する権限を有する；
- ・行政及び予算統制の領域で役割を果たす；
- ・その処置が講じられる範囲内で総則を決める；
- ・提議された処置に監督を行使する。

第20条 §1の7°に規定された委員会の書記は決議書の写しをフラーンデレン政府に送付する。

第20条 §3に規定された委員会の書記は、事情に応じて、フラーンデレン政府の所管大臣、フランス共同体政府、ドイツ語圏共同体政府に決議書の写しを送付する。

第32条 各委員会、各部会若しくは各分科会の内規は本勅令が予定していない場合に制定される。

第33条 各委員会、各部会若しくは各分科会の運営費は委員会、部会若しくは分科会の議長を出している立場にある行政機関若しくは公法上の法人の負担となる。

第三章 共同体の若干の交渉委員会、若干の部会、若干の分科会の会議に関する規程

第33条の2 基礎自治体が留意する案件の交渉のために共同体及び地域圏の政府、共同体の共同体委員会の連合理事会及びフランス共同体委員会理事会はそれらが会議の議長職を務める委員会、部会若しくは分科会の合同会議を招集することができる。

第33条の3 全ての労働組合代表たちは第33条の2の適用により関係交渉委員会に在席することにより交渉に参加する。

各労働組合の代表は最大限委員4人である。この委員たちは議事日程に記載された事項ごとに最大限二人の専門家により介添えされることができる。

第33条の4 その議長職は合同の委員会、部会若しくは分科会の議長たちにより共同で引き受けられる。その事務局は合同の委員会、部会若しくは分科会の書記たちにより共同で引き受けられる。

第33条の5 第33条の2の適用から生ずる運営費の負担はその合同の委員会、部会若しくは分科会の議長を出している立場にある政府若しくは公法上の法人の間で等分に分担される。

第IV編 協議委員会

第I章 協議委員会の設置及び権限

第34条 上級協議委員会が委員会の所属する全公共機関のための各部会の管轄内に設置される。

各大臣は、それぞれの部会の管轄区域に属するその所管する若しくは監督する公共機関のために、自らがその管轄区域を定める基幹協議委員会を設置する。各大臣は、その同じ機関のために、自らがその管轄区域を定める協議調停委員会を設置することができる。ドイツ語圏共同体政府はその管轄下にある機関のために基幹協議委員会を設置することはできない。

第35条 上級協議委員会がその委員会が所属する全政府機関のための各特別委員会の管轄区域内に設置される。

各上級協議委員会の議長は自らが管轄区域を定める基幹協議委員会及び協議調停委員会を設置することができる。

第36条 基幹協議委員会の全管轄区域は上級協議委員会の管轄区域と一致していなければならない。

協議調停委員会の管轄区域は少なくとも二つの基幹協議委員会の管轄区域と一致していなければならない。

第37条 各基幹協議委員会、各協議調停委員会及び各上級協議委員会は国法の第11条 § 1 に規定された専らその管轄区域に属する職員構成員に關係している案件を所管する。

社会保障の改善及び年金の法体系の持続性保障のための1996年7月26日の国法第47条の適用に関する社会福祉公共センターの責任感保持を目指す方針に関する1997年4月3日の勅令の第3条 § 2 に列挙されているような各社会福祉公共センターの協議調停委員会は、又はそれを欠く場合の基幹協議委員会は、運営協定の実施に関して定期的に協議が行われる。

第38条 基幹協議委員会及び協議調停委員会の設置並びにその管轄区域の決定に関する提案は、それらの委員会の設置される管轄区域内の上級協議委員会での協議の対象となる。

第39条 私企業において、労災防止及び保護のための委員会に付託される全ての権限は基幹協議委員会により、又それがない場合には上級協議委員会により行使される。

いずれかの部会の管轄区域に含まれる公共機関に権限若しくは監督が行使する大臣は、関係上級協議委員会での協議を経て、一つ乃至複数の協議調停委員会に上述の権限の全部若しくは一部を付与する。特別委員会の管轄区域内に設置される上級協議委員会の議長は、その委員会での協議を経て、同様に行うことができる。

第40条 複数の部会であれ、複数の特別委員会であれ、又はその他の各種委員会であれ、それらに属する公共機関の職員構成員たちが、同じ建物に入居しているときは、私企業において、労災防止及び保護のための委員会に付託される権限は、その全部乃至一部が特別協議委員会に付託されることことができる。

これらの委員会は以下により設置される：

- ・部会及び特別委員会の管轄区域内に含まれる公共機関を討議する場合には、公共機関全体の共同委員会の議長；
- ・各種部会の管轄区域内に含まれる公共機関を討議する場合には、連邦、共同体及び地域圏公共機関の委員会の議長；
- ・各種特別委員会の管轄区域内に含まれる公共機関を討議する場合には、県及び基礎自治体の公共機関の委員会の議長。

第二章 協議委員会の編成

第41条 いずれかの部会若しくは特別委員会に在席する労働組合は交渉委員会の領域に設置される協議委員会にも在席する。

第42条

§ 1. いずれかの部会の議長がそれに相応する上級協議委員会の議長となる。議長はその代理並びに政府代表団構成員たち及びその代理人たちを指名する。

当該大臣たちは基幹協議委員会における及び協議調停委員会における議長たち及び政府代表団構成員たち、並びにその代理人たちを指名する。

§ 2. いずれかの特別委員会の議長はそれに相応する上級協議委員会の議長となる。議長はその代理並びに政府代表団構成員たち及びその代理人たちを指名する。

加えて議長は基幹協議委員会における及び協議調停委員会における議長たち及び政府代表団構成員たち、並びにその代理人たちを指名する。

§ 3. いずれかの特別協議委員会が設置する総務委員会の議長はその議長職を当局及び必要ならば県知事に託す。

議長は順番にその代理、政府代表団構成員たち及びその代理たちを指名する。

§ 4. 政府代表団構成員たちは、どのような資格であれ、当該官公署に備わられるための資格を有する者、又は常勤職に任命される関係協議委員会管轄区域内に含まれるいずれかの公共機関に少なくとも一年前から就任していた職員構成員である。

§ 5. 政府代表団には専門家が介添えすることができる。

第43条 各労働組合代表団は最高3人まで組合が自由に選ぶ構成員からなり、専門家に介添えしてもらうことができる。

第44条 労災防止及び労働保護のための内局若しくはその部課の指導に責任を有する労災防止顧問は、私企業においては労災防止及び労働保護委員会に付託される案件についての会議のために、第39条に規定された協議委員会のそれぞれの法定委員となる。

それぞれの特別協議委員会には労災防止及び労働保護のための内局若しくはその部課の指導に責任を有する関係労災防止顧問たちがその委員会の法定委員となる。

第三章 交渉の組織

第45条 各協議委員会の議長は議日程を設定し会議の日取りを決める。

第46条 協議委員会に在席する全労働組合は議長にその協議の対象となる懸案の事項を議事日程に載せるよう文書で要求することができる。その場合には、議長は要求の受領後遅くとも60日以内に委員会を開催しなければならない。

議長はやむを得ない理由から議事日程に項目を記載するのを拒否することができる。その場合には、議長はその拒否の理由を要求の送付後15日以内に、委員会及び当該労働組合に通知しなければならない。

第47条 第22条乃至第28条、第31条 § 1、第32条、第33条は協議委員会が必要な変更を施して適用できる。

第23条第1項、第24条第1項は労災防止及び労働保護のための委員会の権限に責任を有する委員会には適用できない。

労働組合代表の一人が議長に職場の安全、健康及び美化に関する案件を議事日程に載せる要求を文書でしたときは、議長は可及的速やかに要求の受領後遅くとも30日には委員会を招集しなければならない。

第44条に規定された職員構成員はその条文により自分が出席する委員会の会議に関する文書資料を受領する；この会議の招集状は第27条に従って送付される。

第48条 書記は会議の議事録を作成する。

それぞれの会議の議事録は以下を記載する：

- 1° 議事日程；
- 2° 政府代表団構成員の氏名、出席、欠席理由若しくは欠席；
- 3° 出席、欠席理由提出若しくは欠席の労働組合名称及び出席、欠席理由提出したそれらの労働組合代表団構成員の氏名；
- 3°の2 必要な場合には、第44条に規定された職員構成員の出席、欠席理由提出若しくは欠席した氏名；
- 4° 専門家たちの氏名；
- 5° 討議の簡潔な概要；
- 6° 理由を付した勧告。

議事録は議長及び書記が署名する。

第49条

§1. 会議の後15日以内に、議事録の写しは政府代表団の現職構成員たち及び補欠たち、当該労働組合、必要な場合には第44条に規定された職員構成員に書留郵便で送付される。

§2. 政府代表団構成員たち、労働組合、必要ならば第44条に規定された職員構成員は、その所見を議長に伝えるために、議事録の発送後15平日の期間を持っている。郵送の日付が送達の証明と見なされる。

但し、いずれかの代表団の提案に基づき且つ他の当該代表団に上述の15平日の期限内に意見を聴取した後で、議長はその期限を修正することができる。

原本のいかなる修正も期限内に提案されないならば、議事録は最終のものとなる。

修正要求は議長により次回の最初の会議の際に協議委員会に提案される。合意に達しなければ、見解不一致の提案が議事録に書き留められる。

§3. 議事録の写しが当該官公署に送付される。

第50条 協議委員会により表明される理由を付した勧告と異なる官公署の決定についての理由は、政府代表団構成員、労働組合、必要ならば第44条に規定された職員構成員に1か月以内に伝えられる。

第V編 代表の審査

第I章 総則

第51条 国法の第8条の適用については以下のように解されるべきである：

1° 「職員構成員」 (membres du personnel) により：

a) 第3条 § 1の1°及び2°並びに § 2に規定された公共機関に関して：この後で定義される「基準日」に、いずれかの労働組合がそこに参加するためにそこでの代表基準の審査に付されるいずれかの委員会の管轄区域に含まれるいずれかの公共機関に所属する職員構成員、これには労働の第3周期の範囲内で又は特別の暫定的枠組で募集される者たちを例外とする1988年12月30日の計画法の第93条乃至第101条により創設された一定の官公署の場合の助成契約制度の受益者を含む；

b) 第3条 § 1の3°に規定された県の公共機関に関して：いずれかの労働組合がそこに参加するためにそこでの代表基準の審査に付されるいずれかの委員会の管轄区域に含まれるいずれかの公共機関に所属し、且つ基準日に、現金諸給付若しくはそれらの給付と同等に扱われる状況が、基準年の第2四半期に当たり、県及び基礎自治体当局の国民社会保障事務所から支給される家族手当の権利として出生に与えられるか若しくは与えられることが認められる職員構成員；

c) 第3条 § 1の3°に規定された公共機関に関して：いずれかの労働組合がそこに参加するためにそこでの代表基準を満たすための審査に付されるいずれかの委員会の管轄区域に含まれるいずれかの公共機関に所属し、且つ基準日に、現金諸給付若しくはそれらの給付と同等に扱われる状況が、基準年の第2四半期に当たり、県及び基礎自治体当局の国民社会保障事務所から支給される家族手当の権利として出生に与えられるか若しくは与えられることが認められる職員構成員。

2° 「職員実人員」については：1°に定義された職員構成員の総称；

3° 「組合費負担加盟者」については：労働の第3周期の範囲内で又は特別の暫定的枠組で募集される者を例外とし、そこに基

準日が含まれるここに定義される「基準期間」のいずれかの月の前に組合費を支払ってきた職員構成員。

「基準日」はそれぞれの開始が国法の第14条 § 1 に規定された6年の期間を含む年の前の年の6月30日、又は必要ならば国法の第14条 § 2 に規定された臨時の監督の要請が提案される年の前の年の6月30日である。

「基準期間」は基準日が含まれる年の4番目の月の初日からの6か月である。

「組合費」は基準日が含まれる月の前に基準日の前の年の7月1日に適用されているようなスライド制の保証された月給総額（少なくとも0.74%に相当する）といったものである。

その額は省の一定の公務員に保証された給料の支給に関する1973年6月29日の勅令の第3条で課せられる低い組合費に基づいて計算される。この計算の結果は低い方できっちり5倍になる。

仮に労働組合の組合費規定が特別な個人的事情のために減額される組合費を予定する場合には、規定された「組合費」は前項で規定された組合費の半分に減額される。

第52条 国法の第14条 § 1 に規定された6年の期間の出発点は1984年12月1日となる。

第二章 代表条件の審査

第53条 いずれかの交渉委員会に在席を望む労働組合は全てそのために以下の要求を申し入れる：

- ・全公共機関のための共同委員会の議長に三つの総務委員会及び部会、特別委員会若しくは各種委員会に同時に在席できること；
- ・連邦、共同体、地域圏政府機関のための委員会の議長に一つ乃至複数の部会に在席できること；
- ・県及び基礎自治体の公共機関の委員会の議長に一つ乃至複数の特別委員会に在席できること；

要求は有責指導者により署名され、国法の第14条 § 1 に規定された6年の期間の最初の30日以内に書留郵便で送付される。

要求の提出が遅れば労働組合の候補は代表になるための審査から外される。

第54条 全国労働評議会代表協議会に加盟していて、いずれかの交渉委員会に在席したいと要求しているが本勅令の第7条には適合していない労働組合は全て、その規約及びその有責指導者の名簿をその要請に添付する。

その組合は、3か月以内に書留郵便で、総務委員会に在席したいとの要求が届けられた議長に、その規約及びその有責指導者の名簿に加えらるる訂正を通知しなければならない。

第55条 議長は、要求の受領後60日以内に、その労働組合が代表資格の条件を満たしているかどうかを審査する。

是ならば議長は直ちに労働組合にその決定を通知する。

否ならば、又は提供された資料では判断できないことがはっきりしたときは、議長は即刻その確認事項を労働組合に知らせ、少なくとも30日の定められた期限内に、説明の提供を要求する。この期限が守られなければ審査業務は継続されなくなる。

議長はこの期限切れ後10日以内にその最終決定を通知する。

議長が要求の審査について権限がないと判断した場合は直ちに、所管の議長にそれを移送する。

議長及び労働組合への通知は書留郵便で行われる。

第56条

§ 1. 三つの総務委員会に在席するために規則通りに届けられた要求の全てについて議長が決定を下した後10日以内に、議長は代表の諸条件を満たす労働組合の名簿を委員会に通知する。

総務委員会に在席するための代表の諸条件を満たす労働組合の名簿、並びにその名簿の訂正は議長の手配によりベルギー官報で公告される。これらの資料が以前に第7条の § 2 により公告されていない限り、名簿は当該労働組合の住所及び電話番号を記載する；これらの資料の訂正も同様にベルギー官報でも公告される。

§ 2. いずれかの所定の部会若しくは特別委員会に在席するための規則通りに届けられた要求の全てについて議長が決定を下した後10日以内に、議長は代表の諸条件を満たす労働組合の名簿を委員会に通知する。

第57条 (削除)

第三章 代表基準の審査

第58条 代表の諸基準を満たしていることを証明するためには、労働組合が、委員会に、その要求により、有責指導者から、そのために必要な正確な説明文書を提出する。

委員会は提出された証拠の要素を審査して必要な決定を下す。

第59条 委員会に提出しなければならない官公署は、委員会が決めた期限内に、任務を遂行するのに必要な情報を全て提供する。

第60条 委員会に提出しなければならない労働組合は、委員会が決めた期限内に、且つその後の作業は考慮されないという罰則を受ける条件で、その任務を遂行するのに必要な情報は全て提供しなければならない。

第61条 その審査実施の初めから、委員会は各労働組合に、それに関係のある審査の実施の際に代表を務めるための代表の一人を指定するよう要請する。

第62条 委員会は全ての部会、全ての特別委員会又は国法の第8条 § 1 の1°及び § 2 の1°によりそれらのいずれかに在席することを要求した労働組合の名簿を受領すると直ちに、委員会のために要求された第63条に規定される名簿の受領を待たずに、当該労働組合が国法の上述の規程に規定された代表の基準を満たしているかどうかの審査に入る。

委員会は第1項に規定された名簿の受領後できるだけ早く遅くとも6か月以内に審査を終える。

委員会はできるだけ早く遅くとも6か月以内に第1項に規定された名簿の受領を終了する。

審査の完了後10日以内に、委員会はその決定を当該労働組合に書留郵便で、併せて部会若しくは特別委員会に係る公務員問題大臣若しくは内務大臣に通知する。

第63条 委員会は法律の第8条 § 1の2°若しくは § 2の2°により一つ乃至複数の部会か又は一つ乃至複数の特別委員会に在席することを要求した労働組合の名簿を受領したら直ちに、他の部会若しくは特別委員会の名簿を待たずに、交渉委員会により労働組合が国法の上述の規程で指示されている代表基準を満たしているかどうかを審査する。

各交渉委員会のために、委員会は第1項に規定された名簿の受領後可及的速やかに遅くとも6か月以内に審査を終える。

既定の部会若しくは特別委員会に関するその審査の終了後10日以内に、委員会はこの委員会に在席することができる全ての労働組合の完全な名簿を以下に通知する。

- 1° 当該交渉委員会の議長に；
- 2° 当該労働組合に、書留郵便により；
- 3° 部会若しくは特別委員会に自身が関係する公務員問題大臣若しくは内務大臣に。

第64条 やむをえない理由のために且つ委員会の論拠が明確な要請があれば、総理大臣は、その任命した交渉委員会のために第62条及び第63条で予定された6か月の期間を延長することができる。

第65条 部会若しくは特別委員会に自身が関係する公務員問題大臣若しくは内務大臣は、第63条第3項に規定された当該交渉委員会に関する労働組合代表の名簿をベルギー官報で公告する。

第IV章 委員会の構成及び活動

第66条 委員会は議長一人及び二人の構成員からなり、国王により、総理大臣、法務大臣及び公務員問題大臣の共同推薦により、裁判官の身分を有する司法官の中から指名される。

構成員たちはその免状により、法学博士若しくは法学修士の試験を受けたことを証明し、一人はオランダ語の委員、いま一人はフランス語の委員でなければならない。

第67条 総理大臣は委員会の任務を遂行するのに必要な職員を指名する。その職員の中から一人の書記及びいま一人は言語の異なる名簿でその補佐の書記補を任命する。

第68条 委員会の活動費は首相府の予算から支出される。

第69条 委員会の構成員たちは、以下の意味での、省の職員たちに適用できる旅費及び宿泊費の規定を享受する：

- ・省の職員構成員たちに認められる旅費のための報酬を決める1964年12月24日の勅令；
- ・旅費に関する総則に関する1965年1月18日の勅令；
- ・省の職員に認められる全ての種類の報酬及び手当の総則に関する1965年3月26日の勅令。

構成員たちはそのために15等級乃至17等級の公務員と同等の扱いを受ける。

第70条 委員会はその審査業務の遂行が不必要になったときは提出していた資料を労働組合に返送する。

第VI編 組合活動参加者

第I章 組合代表の目録

第71条 組合代表は以下のとおり：

- 1° 第7条及び第54条に規定された名簿の一つに記載された有責指導者たち；
- 2° 有責指導者たちの専従代理人たち；
- 3° 「専従代表たち」、すなわち定期的に且つ継続して職員の職業上の利益を保護し並びにそれなりに職業として認められ確定されている職員構成員；
- 4° いずれかの交渉委員会若しくは協議委員会において代表を務める労働組合代表団員たち、並びに上述の専門家たち；
- 5° 国法の第16条の1°、2°及び3°、第17条の1°、2°及び3°によりこの組織に認められている特の一つ乃至複数の特権を行使するために労働組合により指名される者たち；
- 6° 労働組合内に設置された諸委員会及び総務委員会の業務に参加する職員構成員たち；
- 7° 委員会にいる労働組合代表。

第II章 有責指導者及びその専従代理人

第72条 労働組合はその有責指導者たちの専従代理人の名簿、場合により、第7条に従い承認されるために議長に送ってきた資料、又は第53条及び第54条により総務委員会に在席することができるための要求を申し入れてきた資料を議長に送付する。

上述の議長はその書式が総理大臣により決められる身分証明カードを有責指導者たち及びその専従代理人たちに発行する。

そのカードを所持していれば、有責指導者たち及び専従代理人たちは労働組合に認められた特権を全て行使することができる。

第III章 専従代表

第73条 職員構成員の専従代表としての承認はその所属する官公署により、労働組合の有責指導者の要求に基づき、承認されなければ

ならない。

但し、承認の認定はやむをえない公務上の理由があれば、最高4か月間延期されることができる。

関係者が、承認の要求以降に、何らかの判断、何らかの評価、若しくは何らかのそれらと同価値の報告を入手しなければ、この時点でつまり適用できる制度がそのような報告書類の付与を準備する期限が終了し、最大限4か月間承認の認定は延期される；この期間中に何らかの報告書類が付与される。4か月の期限が過ぎれば、承認は認められる。

官公署はその決定を関係者、その上司、及び書留郵便で当該労働組合に直ちに通知する。

第74条 職員構成員の誰かを専従代表として承認する官公署は書式が総理大臣により決められる身分証明カードを交付する。

このカードを所持していれば、専従代表たちはその労働組合に与えられた特権を行使できる。

第75条 承認は、唯重大な理由に基づく理由を付した根拠のある、当事者の職員構成員が何らかの部会若しくは何らかの特別委員会の管轄区域に属する公共機関の一員であるのに応じて、それぞれ連邦、共同体及び地域圏の公共機関委員会の議長又は県及び基礎自治体の公共機関委員会の議長の決定によってのみ無効とすることができる。

議長は、関係専従代表及び関係労働組合の一人乃至複数の有責指導者から提示される説明を聞いた後で、第18条 § 2 で予定された上述の分科会の勧告に基づき決定する。

第76条 議長はその決定を職員構成員、その上司及び書留郵便により当該労働組合に通知する。

第77条

§ 1. 職員構成員が、専従代表の資格を認められると直ちに、法律上は労働組合休暇の状態となる。

そうなれば、専従代表は階層的な官公署には属さない。専従代表は、この地位での個人的権利、特にその給与及び昇給並びに昇進の権利を定める規定にそのまま従う。

§ 2. 承認のその日に、判断、評価、若しくはそれらと同価値の報告の制度が適用できる専従代表として認められた職員構成員は、その承認の前に与えられた最新の評価が、その労働組合休暇中、維持される。

とにかくその職員構成員が、その時点で何らかの判断、何らかの評価、若しくはそれらと同価値の何らかの報告を適用できる制度を予測されたにもかかわらず、その承認の前にそのような評価を問題にしていなかった場合には、その労働組合休暇中は、いずれもあるとは認められない。

判断、評価、若しくはそれらと同価値の報告のいずれもが、その承認の日に、適用されなかった専従代表と認められた職員構成員は、その労働組合休暇中に、そのような評価の一つを立証しなければならないときには、評価されなければならない報告により職員構成員に与えられる中で最も有利な評価を受ける資格保有者と見なされる。

§ 3. 専従代表が、定員超過により、他の公務員によりはじき出されたときは、その要求によりその法令の規定に従い、定数外となって以下の三つの条件が満たされるときは昇進又は相応の等級若しくは経歴のいずれかが許可される：

1° 当事者が少なくとも2年以上前から労働組合休暇中である；

2° 昇進した公務員が当事者と同一言語集団に属するか、又は他の言語集団に属する場合には特別規定が埋合わせの昇進を認めるときにはその他の言語集団に属する；

3° 昇進した公務員が当事者の後で以下に格付けされる：

・一定の公益機関の人事規程制定のための1973年1月8日の勅令の適用に従う公益機関の二人の国家公務員若しくは二人の職員構成員がいる場合には、年功序列により得られる格付けに；

・二人の他の職員構成員がいる場合には、国法により若しくは固有の規則により昇進のために又は相応の等級若しくは経歴のいずれかのために予定されるか格付けに；

昇進又は相応の等級若しくは経歴のいずれかが他の同じような昇進がそのはじき出された昇進の日に専従代表に与えられる。

不確実な等級の占有はこの昇進については遡及することはできない。

はじき出されたための何らかの新たな昇進は労働組合代表には前例の後少なくとも3年は与えられることはできない。

§ 4. 専従代表の労働組合休暇についてはその要求により又はその労働組合が決定したとき若しくはさらに承認が撤回されたときに終わらされる。

その任期終了で、専従代表は § 3 の適用により休暇の終わりにその以前に占めていた官職若しくは職務に再配属されることができる。

§ 3 の適用を得た専従代表は空席のある職務若しくはその等級相応の官職に、それに必要な諸条件を満たしている限り、又さもなくばそのような空席が生ずるまで、その休職以前に就いていた職務若しくは官職に再配属されることができる。

第78条

§ 1. 各四半期の終了前に、労働組合は専従代表に、又は職員構成員のその資格に基づく権利所有者に前の4半期中に行われた支払の総額に相当する支払額を官公署に払い戻す。

この総額は、それがいかなる形であれ、直接間接に専従代表若しくはその権利所有者たちに対して、又はそのために貨幣でか若しくは貨幣で評価できる収益で支払われる全ての額を含む。

このために、官公署は、労働組合に、支払総額、並びに組合が支払わなければならない勘定の名称及び数を知らせる。

貨幣で評価できる収益の評価は被雇用者の給料の保護に関する1965年4月12日の国法の第6条§3の規定に従い行われる。

労働組合は同様に専従代表の配偶者に支払われるか与えられなければならない以外には第1項に規定された総額の全額か若しくは一部が差押えか若しくは譲渡のために支払えないか又は与えられないときは払い戻さなければならない。

§2. §1に規定された払戻しには以下のものは含まれない：

- 1° 法定の社会保障制度の枠内にある支払義務のある雇用保険分担金；
- 2° 公共部門の職員構成員の法定の退職及び生存年金制度のために用意される雇用保険分担金；
- 3° 以下の二つの条件を満たす保険料若しくは分担金：
 - a) 労災若しくは職業病の制度に用意される；
 - b) 官公署により支払われる以下のもの：
 - ・公認の保険会社への；
 - ・公認の基礎自治体保険金庫への；
 - ・労災保険基金への；
 - ・職業病基金への；
 - ・これらの保険料若しくは分担金の徴収に責任を負う社会保障機関への；
- 4° 官公署により支払われる休暇手当を除いて、雇用保険分担金が支払われようがしまいが、法定の社会保証制度の枠内で与えられるどのような種類のものでも収益及び副次的収益；
- 5° 官公署により設立若しくは認可された社会福祉事業により与えられる収益；
- 6° これらの分担金が国法若しくは規則により課せられているか若しくは課せられていない1°で規定されたもの以外の雇用保険分担金に基づき与えられる収益；
- 7° 公共部門の一定の職員構成員への及びこの部門内で雇用されていた失業者への労働組合助成金の付与及び支払に関する1980年9月1日の法律に従い支払われる労働組合助成金。

§3. 専従代表の給料の支払が月極助成金により与えられる場合には、§1及び§2に定められた規定に従い払戻しが行われる。

第79条 第78条に規定された支払が決められた期限内に履行されない場合には、官公署は書留郵便により労働組合に15日以内に必要な支払を行うよう催促する。労働組合は前もって一人乃至複数の有責指導者に説明をさせるよう促される。

催促に対する結果若しくは有責指導者の説明が不十分な場合には、官公署はそこで全公共機関のための共同委員会の議長に知らせる。委員会は、第18条の§2に予定された分科会の勧告に従い、理由を付した決定により、当該労働組合の全ての専従代表の承認を撤回し、且つ第7条に従い認められた労働組合が関係するときには組合そのものの承認を撤回する。

第四章 有責指導者たち、その専従代理人たち及び専従代表たちに適用される共通規定

第80条 身分証明カードが与えられた労働組合代表はその任務が終了しだいこれを発行した官公署に返送する。

第五章 専従代表以外の全労働組合代表に共通の規定

第81条

§1. あらかじめその直属上司に、有責指導者であることから生ずる、専従職員のその時々々の招集状又は派遣命令を提示することにより、第71条の1°若しくは2°に規定された職員構成員＝労働組合代表は、当然の権利として交渉委員会若しくは協議委員会の活動に参加するための労働組合休暇をこのために必要な期間中許可される。上述の招集状又は派遣命令は他の有責指導者にも出されなければならない。

あらかじめその直属上司に有責指導者であることから生ずる専従職員のその時々々の招集状又は派遣命令を提示することにより、第71条の4°に規定された議長に＝労働組合代表は当然の権利としてこのために必要な期間中その所属する交渉委員会及び協議委員会の活動に参加するための労働組合休暇を許可される。

§2. あらかじめその直属上司に有責指導者であることから生ずる専従職員のその時々々の招集状又は派遣命令を交渉委員会若しくは協議委員会の議長に提示することにより、職員構成員は当然の権利としてその委員会の活動に参加するためにこのために必要な期間中職務免除を許可される。

§3. §1及び§2に規定された招集状及び派遣命令は職員構成員がその活動への参加を求められる交渉委員会若しくは協議委員会を記載する。その時々々の招集状にはさらにその会議の場所、日時を指定する。

当該交渉委員会若しくは協議委員会の議長は、直属の上司から§1に規定された招集状若しくは派遣命令の写しを受領する。議長はその直属上司に会議に欠席した職員構成員の名前を通知する。

第82条 あらかじめその直属上司に有責指導者であることから生ずる個人の招集状を提示することにより、職員構成員は当然の権利としてこのために必要な期間中労働組合の中に設置された委員会及び総務委員会の活動に参加するための労働組合休暇を許可される。

第83条

§1. あらかじめその直属上司に有責指導者であることから生ずる派遣命令若しくは個人的な命令書を提示することにより、職員構成員は当然の権利としてこのために必要な期間中国法第16条の1°、2°及び3°並びに第17条の1°、2°及び3°に列挙された特権行使のための職務免除を許可される。

上述の特権はその雇用者である公共機関に所属する部会若しくは特別委員会の管轄区域内でしかその職員構成員により行使されることができない。

§ 2. あらかじめその直属上司に有責指導者であることから生ずる派遣命令若しくは個人的な命令書を提示することにより、§ 1 に規定された者以外は全て第 1 項に規定された特権を行使することができる。

第84条 所管の官公署に宛てた有責指導者の要求により、且つ職務の必要と完全に矛盾する場合を除いて、職員構成員は、このために必要な期間中、労働組合代表により地元で招集される集会に参加するための職務免除を許可される。

第VI章 全労働組合代表に適用される規定

第85条

§ 1. 組合代表たちは極秘の性質の事項及び文書について守秘義務がある。

§ 2. 組合代表たちはあらかじめ権限ある官公署が極秘の性質であるとした事項若しくは文書を漏洩することはできない。

この規定違反は以下の結果をもたらす：

1° 当該組合代表に対して、国法の第16条及び第17条に規定された特権を1年間行使することを禁止；

2° 専従代表が関係する場合は、その承認が取り消されて職務に呼び戻される；1年後でないと専従代表として改めて承認されることはできない。

第2項による専従代表の承認取消は第75条及び第76条に則って自動的に国法の第16条及び第17条に規定された特権が1年間行使できないという結果となる。

他の職員構成員については、第2項の1°に予定された制裁の適用が当該職員構成員に聴聞をした後直属の上司により提案される。その職員構成員の雇用者の公共機関に所属する部会若しくは特別委員会の議長は、第18条の§ 2で予定された分科会の勧告に基づき決定を下す。

第86条 本編の意味でのその休暇若しくは職務免除の期間中組合の任務を遂行するために、組合代表の職員構成員は労働災害及び通勤途上での不慮の災害に関する立法の適用のために職務遂行中の場所にいたと見なされる。

第87条 以下に關係する規定は：

1° 秩序罰及び懲罰；

2° 停職；

3° 免職；

4° 解雇。

組合代表にはその資格で遂行し且つその行使する特権と直接関係している行為については適用されることはできない。

それらの行為はその判断、全ての評価若しくはそれらと同価値の報告の作成にも修正にも影響を及ぼしてはならない。

第VII章 一定の組合代表の保護に関する規定

第88条

§ 1. 労働協約に基づき任用されている上級協議委員会に属する全公共機関に在席の職員構成員の人数が合計100人、少なくとも100人以上、500人以上、1,000人以上若しくは2,000人以上に応じて有責労働組合代表はその上級協議委員会の議長にその委員会に属する公共機関の職員構成員のそれぞれ1人、2人、3人、4人若しくは5人の名前を通知する。

上級協議委員会に属する公共機関の全員でも労働協約で雇用された職員構成員が少なくとも20人に達していないときには、これらの代表される職員構成員の実人員の少なくとも半数まで達していない場合には第1項の規定は適用できない。

第1項及び第2項の適用のためには、勘定に入れられるのは第1項に規定された通知がなされる前年の6月30日に在職した実人員である。

そのつど、労働組合代表の有責指導者たちは上級協議委員会の議長にそれ以前にその名前が通知されていた職員構成員と交代する別の職員構成員の名前を通知しなければならない。

労働協約に基づき、継続的に、§ 2に規定されている書簡の送付の日の少なくとも2年前から、本勅令が適用されている公共機関に在席していた職員構成員たちだけが指名されることができる。

§ 2. その指名された職員構成員の名前及び、必要ならば、等級が受領通知付きの書留郵便でその雇用者の公共機関に通知される。

第1項に規定された書簡の写しは関係公共機関によりその所属の上級協議委員会の議長に送付される。

第89条の諸規定は、そのようにその氏名が通知された職員構成員に、公共機関が第1項に規定された書簡を受領した日から適用される。

§ 3. 毎年7月1日以前に、公共機関は上級協議委員会の議長に§ 1の第1項に規定された実人員の人数を通知する。

§ 4. 毎年10月1日以前に、上級協議委員会の議長はこの委員会に在席する労働組合に§ 3に規定された数字及びこれらの数字をきちんと勘定に入れた、§ 1に従い指名されることができる職員構成員数と併せて通知する。

以前に任用された職員構成員の人数が任用可能な人数より多い場合には、労働組合は第89条の諸規定がこの年の12月31日以降にも引き続き適用される職員構成員を指名する。

この指名がない場合には、以前に指名された職員構成員が、以下の順番で、第89条の規定がこの年の12月31日以降に引き続き

適用される者たちを定めるために指定される：

- 1° 最長の職務年限を持つ職員構成員；
- 2° 職務年限が同じなら年齢の最高の者。

職務年限は職員構成員に適用できる法規の規定に従い計算される。このような規定がない場合には、職務年限は何らかの資格を持ち自発的な中断がない § 1 の第 5 項に規定された公共機関の一員をなしていた期間を含む。

第89条

§ 1. 第88条に従い指名されているいずれかの職員構成員の解雇を検討する官公署は、その官公署が指定した労働組合がなお代表を務めている限り、その関係職員構成員、官公署の指定した労働組合及びこの職員構成員の雇用者の公共機関が所属する上級協議委員会の議長に書留郵便で通知する。

書簡は官公署が解雇を検討するのにそれを根拠にした詳細な理由説明を含む。関係職員構成員宛ての書簡に官公署は必要ならば詳細な理由説明の中で直接乃至間接に言及されている文書の写しを添付する。

§ 2. 関係労働組合は官公署の書簡の受領の日から10日の期限内に、上級協議委員会の議長に、書留郵便で、同委員会の特別会の要求をしてもよい。この期限は書留の書簡が郵便で労働組合の住所に送られた日から進行する。

議長はこの特別会の日取りを決める。

§ 3. 上級協議委員会は第41条及び第42条に従い構成される。但し、政府代表及び労働組合代表たちは専門家を付けることはできない。

解雇が検討されている職員構成員はこの特別会のときの委員会には出席が許されない。

§ 4. 上級協議委員会の書記は、書留郵便、召集状を同委員会に在席している政府代表構成員たち並びに労働組合に、特別会について決められる日より少なくとも10日前に送付する。

召集状には § 1 及び § 2 の規定に従い同委員会の議長に送付された書簡類の写しが添付される。

§ 5. 正規に招集された政府委員の一人乃至複数人、正規に招集された労働組合代表の一人乃至複数人の欠席が手続の有効性を損なうことはない。

§ 6. 議長は討論を司会し会議の議事進行を確保する。

会議の終了に当たり議長は全会一致の意見か若しくは不一致の意見の存在を確認する。

§ 7. 書記は会議の議事録を作成する。

これは以下のものを記載する：

- 1° 議題；
- 2° 政府代表委員の出席、出席免除若しくは欠席した名前；
- 3° 労働組合の出席、出席免除若しくは欠席した名前及びこの労働組合代表委員の出席若しくは出席免除の名前；
- 4° 出席した代表委員たちの全会一致の意見か若しくは不一致の意見。

議事録は議長及び書記により署名される。

§ 8. 会議の日の後10日以内に、議事録の写しが、書留郵便で、政府代表構成員たち及び委員会に在席している労働組合並びに解雇を検討中の政府に送付される。

政府代表委員たち及び労働組合は、議事録の送付後5平日後に、その所見を書留郵便で議長に通知してよい。その所見は議事録に追加される。議事録は期限経過後に確定されることになる。

§ 9 に抵触することなしに、政府は第2項に規定された期限の経過した日から初めて自由に解雇することができる。

§ 9. 検討された解雇に賛成が全会一致の場合を除き、政府は行われた解雇決定についての理由の説明を必要ならば解雇者にしなければならない。理由の説明は議事録に記載された検討された解雇を対象とする論拠への反論を含まなければならない。理由の説明は § 1 に規定された書簡に記載された以外の事実には依拠することはできない。

この理由の説明は、遅くとも官公署により行われる解雇の通知の日には、書留郵便により関係職員構成員を指名した労働組合、この職員構成員、並びに上級協議委員会の議長に通知されなければならない。

第90条 第89条により設けられる手続は以下には適用できない：

- 1° その職員構成員が、関係公共機関内で効力のある規定に基づき、それにより解雇が延期される内部の業務についている場合；
- 2° 重大な理由に基づく解雇の場合；
- 3° 協定が期限切れ又はそれにより協定が終了する業務の完了で終了するとき；
- 4° 代理契約が代理された者の復帰により終了するとき；
- 5° 官公署と職員構成員が協定を終わらせる合意をした場合；
- 6° 協定が不可抗力の原因で終了するとき；
- 7° 協定が職員構成員の意思で破棄されたとき。

第Ⅶ編 補助対象非公共教育における交渉及び協議（削除）

第Ⅷ編 修正、経過及び廃止規定

第Ⅰ章 修正規定

第91条 被雇用者の健康及び安全並びに労働及び職場の衛生に関する1952年6月10日の国法第1条の§4のdは以下の条文により補充される：

「官公署とこれらの官公署に所属する公務員の組合との関係を準備する1974年12月19日の国法により創設された制度が適用できるようにされた職員構成員の公共機関には、第4項に規定された施設及び団体は含まれない。

職場の安全、健康及び美化委員会に属する権限を委任した協議委員会の決定の際に、国王がそれに従い協議委員会の構成員たちが指名される規則を決める。」

第92条 経済的發展、社会的向上及び財政再建の1961年2月14日の国法第4編の若干の規定を修正し且つ共同体法第75条を補足した1961年2月28日の国法に係る1961年7月27日の国法の第9条は以下の条項により補充された：

「第1項及び第2項で予定された協議は諸官公署とこれらの官公署に所属する公務員の労働組合との関係を準備する1974年12月19日の国法により規定された交渉及び協議に関する手続によりこの国法の制度が適用されるようになった職員構成員のために置き換えられる。」

第93条 国家教育職員構成員の身分に関する1964年6月22日の国法第7条第3項は以下の規定により置き換えられた：

「会議に出席している場合には、諸官公署とこれらの官公署に所属する公務員の労働組合との関係を準備する1974年12月19日の国法第3条§1の1°で規定された連邦、共同体及び地域圏の公共機関の委員会に在席する労働組合により指名された代表たち。」

第94条 団体労働協約及び合同委員会に関する1968年12月5日の国法第2条§3の1は以下の条文で補充された：

「諸官公署とこれらの官公署に所属する公務員の労働組合との関係を準備する1974年12月19日の国法によりその日に創設される制度はその日の到来で、国家、県、基礎自治体、公共施設及び公益施設の職務に就いている当該職員たちに適用される。」

第Ⅱ章 経過規定及び廃止規定

第1節 暫定的規定

第95条 第75条、第79条、第85条の§2により規定された勸告は第18条§2で提供された分科会の設置、構成及び職務に関係している本勅令の諸規定が発効していない限り、必要ない。

第96条 1990年12月1日に初登場した国法第51条第1項の3°の初めての適用のために、並びに第14条§1に規定された周期に関する代表審査のために、職員構成員は、第3周期の労働範囲の一環として又は特別の暫定的枠組で募集される者を例外として、必要があれば「基準日」に当たる月に組合費支払「義務条項」により組合費を支払っていたと解される。

第51条第4項の初めての適用のためには、その職員構成員は最低限本勅令がベルギー官報に公告された後の4か月間に組合費に関する条件が満たされていなければならない。

第53条第2項の初めての適用のためには、本条の発効の日から30日の期限が始まる。

第96条の2 ドイツ語圏共同体の執行部の職務のための第63条第2項の初めての適用のときは、必要があれば第51条の第2項及び第3項の適用のためには以下のように解される：

1° 基準日：1985年6月30日；

2° 基準月：1985年6月の月。

第97条 第77条§3に予定された2年及び3年の期限は、必要があれば、当該職員構成員へのこれらの規定の適用の際には、本条の発効の日に適用された法規に従い専従組合代表の資格で許可された組合休暇を考慮に入れる。

第97条の2 明白に他事記載のある条文を除き且つ第3条に抵触することなしに、連邦、共同体、地域圏、共同体の共同体委員会及びフランス共同体委員会に所属する、創設が1990年10月1日以降である公共機関の期限付、見習、臨時、補助の職員構成員が、例え労働協約の下で雇用されていても、国法により設置された制度に属する。

上述の機関が本勅令の補遺Iへの記載の対象とされるまでの間、それらの機関は議長若しくは副議長がそれぞれに関係する、関係公共機関に対してその権限、その統制若しくは監督権を行使する官公署である部会に所属する。

関係連邦公共機関に対してその権限、その統制若しくは監督権を行使する連邦大臣が部会の議長若しくは副議長でないとき、又は別の連邦大臣たちが連邦公共機関に対して権限、統制若しくは監督権を行使するときは、部会に所属する関係公共機関はこの機関が本勅令の補遺Iへの記載の対象とされるまでの間総理大臣により統括される。

本条は地域圏により基礎自治体の都市交通及び道路に関するそれらの権限行使に当たり設置される公法上の法人には適用されない；施設改善のための1980年8月8日の特別法を修正した1988年8月8日の国法の発効以前に基礎自治体の都市交通及び道路のための公社の職員に適用される団体労働協約の制度に服したままとする。

第2節 移行措置の修正による既存の規制の存続

第98条 第99条乃至第103条及び第105条乃至第107条の適用のためには、必要があれば「以前の労働組合法」については以下のように解される：

- 1° 1957年2月11日、1959年2月18日、6月2日、9月16日及び11月10日、1960年8月2日、1962年5月4日、1963年6月6日、1971年6月2日及び1981年9月21日の勅令により修正された公共機関の職員の労働法規に関する1955年6月20日の勅令；
- 2° 1964年8月9日の勅令により修正された検事以外の司法官及び事務官の労働法規に関する1956年2月21日の勅令；
- 3° 1963年7月1日の勅令により修正された文書課及び検察庁の職員並びに児童保護のための専従代表たちの労働法規に関する1962年12月7日の勅令；
- 4° 1968年5月28日の勅令により修正された労働組合についての協議のために招集された技官協働会議の職員構成員の地位の調整に関する1965年7月7日の勅令；
- 5° 1978年10月11日の勅令により導入された連邦教育文化省の分割に関する1969年9月25日の勅令の第7条§2、並びに同勅令の第11条；
- 6° 本法の適用に服する職員構成員が関係する範囲での被助成対象教育における組合休暇に関する1981年12月16日の勅令；
- 7° 本法の適用に服する職員構成員が関係する範囲での被助成精神医学社会センター及び生徒介護機関における労働組合休暇に関する1981年12月16日の勅令。

第99条 総務委員会においてそれについて交渉されなければならない案件を対象とする国法の第2条§1第1項の1°に規定される労働組合の協議に関する従前の労働組合法の規定はその案件に関する基本原則の明確化のための勅令の発効の日まで適用されたままとする。

第100条 総務委員会においてそれについて交渉されなければならない案件を対象とする国法の第2条§1第1項の2°及び第3条の§1の3°に関する労働組合の協議に関する従前の労働組合法の規定は第56条§1に提示された名簿がベルギー官報に公告された日以降の29番目の日に適用されたままとする。

第101条 部会若しくは特別委員会においてそれについて交渉されなければならない案件に関する労働組合の協議に関する従前の労働組合法の規定は第63条第3項に規定されたその委員会の名簿がベルギー官報に公告された以降の29番目の日に適用されたままとする。提示された日が国法の第2条§1第1項の1°の意味での基本原則の修正のための勅令の発効の日より前に当たるときはその勅令の発効の日に適用された規定はそのままとする。

第101条の2 国法第2条§1第1項の1°に規定された案件に関わり且つ総務委員会における交渉に付されなければならない組合の協議手続、国法第2条§1第1項の2°及び第3条§1の3°に規定された案件に関わり且つ部会若しくは特別委員会での協議又は約束がされていて、それぞれ遅くとも第99条、第100条及び第101条に予定された日に組合の当該協議機関の日程への記載により従前の労働組合法による協議に付されなければならない案件に関わる組合の協議手続は、その実現まで続けられる。

労働組合の合法的若しくは合規的な書面による協議手続も必要な書類の送付により同日に受領されたと見なされる；郵便の日付は送付の証と見なされる。

これらの手続に従い届けられた勧告は有効性を保持し且つその勧告の対象となった方策の立案若しくは提案は国法により予定される交渉及び協議の手続に以下の場合に新たに従うまでではない：

- a) 官公署が採った決定が組合の協議機関か又は書面で組合の協議手続に付された方策の立案若しくは提案と一致している場合；
- b) 官公署が組合の協議機関か又は書面で組合の協議手続に付された方策の立案若しくは提案に対して与えた修正が表明された勧告に従った方策と唯結果として一致している場合。

前項に予定された制度及び二つの場合の中止は、それぞれ国法の第2条§1第1項の1°に規定され且つ総務委員会での交渉に付されなければならない案件、国法の第2条の§1第1項の2°及び第3条の§1の3°に規定された案件並びに部会若しくは特別委員会での交渉又は協議に付されなければならない案件に関係のあるという点で、第99条、第100条及び第101条に規定された日から4か月以内に官公署が組合の協議機関か又は書面で組合の協議手続に付された方策の立案若しくは提案に関する決定を行わなかった場合に適用できる。

第102条 社会貢献に関する従前の労働組合法の規定は勅令により決められる日まで適用したままとする。

第103条 第99条乃至第102条の適用が必要な限り、労働組合及びその代表はそれらの条文で規定された労働組合の協議機関の活動及び社会貢献を可能にする従前の労働組合法の規定に服したままとする。

第104条 公共機関の公務員の組合法に関する1955年6月20日の勅令第41条に従い又はいずれか他の同等の法律若しくは規則の規定に従い労働組合により当然支払われるべき金額がこれらの規定により決められた期限内に支払われなければならない。

第1項が遵守されない場合には第79条が適用される。

第3節 労働組合の利益のための経過規定

第105条 この規定が発効した日に、従前の労働法に基づき承認されている労働組合は、第109条の1°に規定された日から30日以内に、この組合が第7条§1に従い又は在席している間に交渉委員会に正規の要求を提出するという条件付で、第56条§1に提示されたベルギー官報に名簿が公告された日までこの承認並びにそれに付随する特権を保持する。

労働組合が上掲の期限以内に第7条若しくは第53条に規定された無権限の場合の代表審査についての関係書類若しくは要求を議長に提出した場合には、組合は第1項に従っていると見なされる。

第106条

- § 1. ベルギー官報への本勅令の公告の日に以下の規定のいずれかに基づき特権を享有する第105条に規定されている労働組合はこれらの規定が明白に修正されるか若しくは失効しない限りこれを引き続き行使する。
- 1° 国家公務員法に関する1937年10月2日の勅令の第84条第1項b；
 - 2° 一定の公益機関の人事規程を決める1973年1月8日の勅令第22条§ 2；
 - 3° 国立科学研究所の職務及び勤務に就く行政職員、技術職員及び熟練者並びに勤務者の法令を決める1970年6月16日の勅令第20条第3項；
 - 4° 国立科学研究所の学術職員の法令を決める1965年4月21日の勅令第28条第3項；
 - 5° 国家公務員の公募及び経歴のために準備される選抜試験及び審査に関する1969年9月17日の勅令第1条第2項；
 - 6° 公共機関の公務員の研修促進に責任を負う常設委員会設置のための1969年2月21日の勅令第3条§ 1；
 - 7° 国家公務員の受入及び研修に関する1982年11月18日の勅令第2条§ 2の3°；
 - 8° 国家行政の公務員に与えられる一定の休暇及び私的事項のための欠勤に関する1964年6月1日の勅令第2条の2第3項。

ベルギー官報への本勅令の公告の日に、試験計画決定のための委員会の上訴審判所、職員の受入及び研修の促進のための委員会、休暇、休職、欠勤に関する上訴委員会においてその代表に基づく特権を享受する労働組合は、第1項に規定されたもの以外の類似してはいるが別の規定により設置されこれらの審判所及び各委員会の構成が国法に規定された代表の条件及び基準に適合するようになるまで引き続き特権を行使する。

第105条で決められたものを満たしているいずれかの労働組合に与えられた第1項及び第2項に規定された正規の諸規定以外の諸規定、国法により及び本勅令により認められた特権を付与された以外の特権は本勅令の施行後も引き続き効力を維持する。

- § 2. § 1に規定されたいずれかの労働組合の代表たちの身分を規整する特別規定は明確に修正されないか若しくは失効しない限り適用したままとなる。
- § 3. 明らかに修正若しくは失効するまでは以下は完全に適用されたままとなる：
- 1° 以下によって規整されるような試験委員会における労働組合代表に関する諸規定：
 - ・ 国立教育施設及びこれらの施設に附属する寄宿舎の監督に責任を有する視学の職に任命されるために国家教育職員構成員の資格を持たなければならない職を決めた1969年7月31日の勅令；
 - ・ 技術系及び実務専門家の男性若しくは女性視学への任命のために必要な資格を決めた1969年7月31日の勅令；
 - ・ 国立の幼稚園・初等、特別、中等、技術、技能及び師範教育の諸施設、これらの施設に所属する寄宿舎の管理及び教育職員構成員、教育補助職員、診療補助職員、これらの施設の監督に責任を負う視学の身分を決めた1969年3月22日の勅令により予定された昇進審査会の構成がそれにより決められた1969年7月31日の勅令；
 - ・ 国立大学、国立単科大学、国立大学センターの管理職員、教授陣、専門・労務職員の身分を決めた1971年10月30日の勅令；
 - ・ 初等教育の小郡視学官の職の適性証書取得のための試験に関する1978年3月7日の勅令；
 - ・ 国立精神医学社会センター、国立養成センター、精神医学社会センターの監督に責任を負う検査官、被助成生徒介護センター、特殊の精神医学社会センターなどの技術職員構成員の身分を付与する1979年7月27日の勅令。
 - 2° 従前の労働組合法以外の法律若しくは規則の諸規定により設置された審判所及び委員会に關係する限り、規定職員構成員が本法の適用に被助成対象教育における組合休暇に関する且つ精神医学社会センター及び被助成学校教育及び職業指導事務所の組合休暇に関する1981年12月16日の勅令。

第4節 行政職員構成員たち及びそれに属さない者のための経過規定

第107条

- § 1. 職員構成員たちは、その労働組合が第105条に規定されているものを満たしている場合には、従前の労働組合法に基づき決められている限度内で労働組合内に設置されている研究集団、各種委員会に参加することができる。
- この制度は第56条§ 1に規定された名簿がベルギー官報への公告の日までに適用できる。
- § 2. 第104条に抵触することなく、休暇についての従前の労働組合法に基づき第105条に規定されているものに合致する労働組合代表としての職員の職業的利益を永続的、合法的且つ継続的な方法で擁護するために休暇を取る職員構成員は、そこに予定されている手続に従う義務を負うことなしに第73条の意味での専従代表として正当に承認される。
- 本勅令の適用のために且つ特に第74条に規定された身分証明カードの授与及び第78条により払い戻される金額の徴収の観点から、労働組合はそれぞれが関係しているという点で、当該代表が職員構成員として所属している官公署に、第1項に規定された職員名簿を提出する。
- § 3. 休暇についての従前の労働組合法に基づき、第105条に規定されているものを満たす労働組合の代表の資格で職員の利益を永続的、合法的且つ継続的な方法で擁護するために遅くとも1984年6月30日に休暇を取っていた職員構成員は、本段標の発効の日始まり、判断、全ての評価若しくはそれらと同価値の全ての報告に関する規則の適用のためにそれにより評価されなければなら

らない報告により職員構成員に与えられる最も有利な評価を保持すると見なされる。

§ 4. § 1 及び § 2 に規定されている以外の職員は、従前の労働組合法に基づき第105条に規定されているものを満たす労働組合の名前で職務及び権限を行使することができる。この制度は § 1 に規定された日に発効する。

第108条 本規定の発効した日から職員の代表構成員として、又は選挙での正規の候補者として、被雇用者の健康及び安全、並びに労働及び職場の衛生に関する1952年6月10日の国法により優遇を享受した職員は、労働組合代表の資格でのこの保護をこの国法により定められる規程中いる間保持する。

第5節 施行

第109条 第13条を除き本法の各条及び本勅令の各条は本勅令の補遺IIに即応して以下の日に発効する：

- 1° 本勅令がベルギー官報に公告された後の2か月後の初日；
- 2° 第56条 § 1 に規定された3つの総務委員会に在席するための代表の条件を満たす労働組合の名簿のベルギー官報への公告の日；
- 3° 第63条第3項に規定されたいずれかの部会又はいずれかの特別委員会に在席するための労働組合代表の名簿のベルギー官報への公告の日；
- 4° 2°に規定された日の30日後；
- 5° 3°に規定された日の30日後。

第110条 それぞれに関係するという点で、我が国務大臣及び我が副大臣は本勅令の施行に責任を有する。

補遺 I 及び II 参照：補遺 I 及び II

84年9月28日の補遺・参考資料

補遺 I

第19条に従い設置された部会

- 1) 部会はローマ数字でXXまで表示される。
- 2) A及びBの文字はそれぞれ以下のものを表示する：
 - A. その委員会の名称；
 - B. 以下の条件での委員会の管轄領域：
 - a) 解散が予想されているがなおこの補遺に記載されている公法上の法人；それらはどれだけかの職員を持つか持てる限り記載されたままとなる；
 - b) その組織法は未施行だが記載されている公法上の法人；
 - c) どれだけかの職員をいまだ持っていないがその組織法がどれだけかの職員を持つ見込みがある限り記載されている公法上の法人；
 - d) 本勅令の第97条の2がいずれかの公法人がこの補遺にはまだ記載されていないのは確かだがいずれかの部会に所属する旨を決めている場合
- 3) 法律の第1条 § 2 及び本勅令の第4条で決められた適用除外はこの補遺では再掲されていない。

部門 I

- A. 総務
- B.
 - 1° 総理大臣の連邦政府機関官房。
 - 2° 連邦政府人事組織局。
 - 3° 連邦政府予算経営管理局。
 - 4° 連邦政府情報通信技術局。
 - 5° 連邦科学研究所の職員。
 - 6° 連邦科学研究所の財団法人の職員。
 - 7° 国立ベルギー交響楽団。
 - 8° 王立貨幣劇場。
 - 9° 機会均等・人種差別禁止センター。
 - 10° 建築規制。
 - 11° 「戦争・現代協会」研究・記録センター。
 - 12° 芸術宮殿。
 - 13° 財務監督連邦相互集団。

部門 II

- A. 財務
- B.
 - 1° 連邦政府財務機関及び財務省。
 - 2° 連邦政府資産管理企画局。

- 3° 恩賜。
- 4° 公共住宅貸付基金。
- 5° 年金基金。

部門Ⅲ

- A. 法務
- B. 1° 連邦政府法務機関。
- 2° 文書課、訟務検察官及び裁判官の人事。
- 3° 破産院の原本の記録及び用語索引のための職務担当者。
- 4° 国家公安庁総監及び国家公安庁副総監。
- 5° 刑事政策総括顧問及び刑事政策顧問補佐。
- 6° 検事総長団の事務総長及び顧問補佐。
- 7° 条件付釈放審査委員会の陪席判事。

部門Ⅳ

- A. 経済問題
- B. 1° 連邦政府経済・中小企業・自営業庁。
- 2° 連邦政府消費者問題企画局。
- 3° 連邦政府電気通信企画局。
- 4° 連邦政府持続的発展企画局。
- 5° 連邦政府科学政策企画局。
- 6° 連邦企画庁。
- 7° 火器試験台。
- 8° 中央経済会議。
- 9° ベルギー・ノーマライゼーション研究所。
- 10° 保険監督局。
- 11° 国立放射性廃棄物・濃縮核分裂物質研究所。
- 12° 電気・ガス規制委員会の職務。
- 13° 自営業中小企業最高協議会及び手工業・小売商協議会。
- 14° 権利管理会社での経済大臣の代理及び大臣の代理補佐。
- 15° ベルギー仲裁・弁済局。

部門Ⅴ

- A. 国内問題
- B. 1° 連邦政府国内問題機関。
- 2° 国務院の管理職成員。
- 3° 連邦原子力管理庁。
- 4° A.S.T.R.I.D.
- 5° 難民及び無国籍者のための委員会委員長及び副委員長。
- 6° 難民のための常勤職業委員会の常勤委員。
- 7° 予防政策のための専任書記局員及び書記局員補佐。

部門Ⅵ

- A. 流通・運輸
- B. 1° 連邦流通・運輸機関。
- 2° 国営ベルギー鉄道会社のオンブズマン委員。

部門Ⅶ

- A. 外交問題
- B. 1° 連邦政府外交問題、海外通商、開発協力庁。
- 2° ベルギー在住の発展途上国の国民のための研究・研修組織の設置に関する1989年3月1日の勅令に従っている監視員及び研修生監督と同様に1967年4月10日、1978年1月4日、1978年8月25日勅令に従って発展途上国に協力する職員構成員。
- 3° ベルギー海外通商局。
- 4° ベルギー技術協同組合。
- 5° 国際協力特別評価局。
- 6° 海外通商管理局。

部門Ⅷ

- A. 郵政・電信
- B. 1° ベルギー郵政・電信研究所。
 - 2° 郵便監視職構成員。
 - 3° 電信監視職構成員。

部門Ⅸ

- A. 教育（フランス共同体）
- B. 1° フランス共同体の教育機関の管理職、上述の校長、専門・事務職員並びに教育職員、補助教育職員、診療補助・精神療法技術・社会問題職員。
 - 2° フランス共同体の精神医学社会センター及びフランス共同体の養成センターの職員。
 - 3° フランス共同体に依拠する検査業務構成員。
 - 4° フランス共同体に依拠するカトリック、プロテスタント、イスラム、イスラエル宗教の教師、聖職者、視学。
 - 5° フランス共同体の大学及びフランス共同体の大学センターの職員。
 - 6° フランス共同体の大学及びフランス共同体の大学センターの法人格で占められた財団の職員。
 - 7° 「リエージュ大学医療センター」。
 - 8° 「マン総合技術大学」。
 - 9° フランス共同体により設立された単科大学の職員。

部門Ⅹ

- A. 教育（フラーンデレン共同体）
- B. 1° フラーンデレン共同体の一定の職員構成員の法的地位に関する1991年3月27日の勅令が適用される職員構成員。
 - 2° フラーンデレン共同体により設立された教育施設の地方学校評議会により若しくは学校評議会の権限ある機関によって労働協約により雇用された校長、専門・事務職員。
 - 3° 監督及び教育学的枠付に関する1991年7月17日の勅令の第8条及び第9条に提示された職員構成員。
 - 4° 人生観科目の監督及び枠付に関する1993年12月1日の勅令の第10条に提示された職員構成員。
 - 5° フラーンデレン共同体の大学及びフラーンデレン共同体の大学センターの職員。
 - 6° フラーンデレン共同体の大学及びフラーンデレン共同体の大学センターの法人格で占められた財団の職員。
 - 7° リンブルグ大学センター。
 - 8° アントワープ大学協会。
 - 9° 高等商船学校の職員構成員。
 - 10° フラーンデレンの自律的単科大学の職員構成員。

部門Ⅺ

- A. 雇用・労働
- B. 1° 連邦政府雇用・労働・社会保障協議機関。
 - 2° 全国労働評議会。
 - 3° 海運船員協同基金。
 - 4° 男女平等研究所。

部門Ⅻ

- A. 公衆衛生
- B. 1° 連邦政府公衆衛生、食物連鎖安全・生活環境保全機関。
 - 2° 獣医検査研究所。
 - 3° 連邦食物連鎖安全局。
 - 4° 連邦持続的発展協議会書記局職員。
 - 5° 連邦健康増進専門センター。

部門Ⅼ

- A. 社会保障
- B. 1° 連邦政府社会安全保障局。
 - 2° 連邦政府社会的統合・貧困撲滅・社会福祉企画庁。
 - 3° 国民健康保険・全国国民健康保険連合監督局。
 - 4° 連邦難民救援庁。

部門Ⅽ

- A. 国防

- B. 1° 国防省。
- 2° 上述の省の補助職員及び臨時職員。
- 3° 軍事安全保障の民間職員構成員。
- 4° ドイツ連邦共和国に駐留するベルギー軍のためにベルギー法の約定の下で雇用されている民間職員構成員。
- 5° 国立ベーンドンク要塞記念碑。
- 6° 国立地理協会。
- 7° ドイツ法の約定の下でドイツ連邦共和国に雇用されている職員を除く国防省の社会的文化的活動のためのセンター業務。
- 8° 国立傷痍軍人・在郷軍人・戦争犠牲者協会。

部門XV

- A. ブリュッセル首都圏
 - B. 1° ブリュッセル首都圏省。
 - 2° ブリュッセル地域圏の情報センター。
 - 3° ブリュッセル環境管理協会。
 - 4° ブリュッセル共同体職業安定局。
 - 5° ブリュッセル首都圏のための共同体開発公社。
 - 6° ブリュッセル共同体住宅公社。
 - 7° ブリュッセル首都圏消防救急庁。
 - 8° 「ブリュッセルをキレイに」、共同体清潔局。
 - 9° ブリュッセル港。
 - 10° 自治体資金のブリュッセル共同体償還基金。
- その委員会に所属する共同体の共同体委員会連合協会の業務。
- フランス語共同体委員会協会、その「職業教育のためのフランス語話者ブリュッセル協会」、その委員会に所属するフランス共同体委員会によって設立された非助成教育施設の業務。

部門XVI

- A. ワロン地域圏
- B. 1° ワロン政府庁。
- 2° 地域圏収税吏。
- 3° 「ワロン地域圏経済社会会議」。
- 4° 「ワロン職業・雇用局」。
- 5° 「シャルルロア自治港」。
- 6° 「リエージュ自治港」。
- 7° 「ナミュール自治港」。
- 8° 「ワロン住宅公社」。
- 9° 「ワロン水道公社」。
- 10° 「公共サービス科学研究所」。
- 11° 「ワロン障害者差別撤廃局」。
- 12° 「アイのコナラ精神病センター」。
- 13° 「マロニエ精神病センター」。
- 14° 「地域圏自治体支援センター」。
- 15° 「ワロン輸出局」。
- 16° 「ワロン電気通信局」。
- 17° 「ワロン遺産研究所」。
- 18° 「中部及び西部の自治港」。
- 19° 「ワロン・エネルギー委員会」。
- 20° 「ワロン農業品質向上局」。

部門XVII

- A. フランス共同体
- B. 1° フランス共同体政府の部課。
- 2° 「出産児童局」。
- 3° フランス共同体の学術施設の職員及びフランス共同体の学術施設の法人格を有する財団の職員。
- 4° 「中流階級及び中小企業の永続的育成のための協会」。

- 5° 「国際関係総務委員」。
- 6° 「フランス共同体のラジオ及びテレビの放送料金徴収事務」。
- 7° 「フランス共同体情報通信ニュース技術公社」。
- 8° 「研修・職業学校協会」。
- 9° 「視聴覚教育最高会議」の事務局職員。
- 10° 「フランス共同体のリス基金」。

部門ⅩⅧ

A.

- B. 1° フラウンデレン共同体政府の諸機関。
- 2° 地域圏収入役。
- 3° 海運局。
- 4° フラウンデレン社会経済会議。
- 5° フラウンデレンラジオ・テレビ放送。
- 6° ここからGOMと名付けられた地域圏発展政策：
 - ・アントワープGOM；
 - ・東フラウンデレンGOM；
 - ・西フラウンデレンGOM；
 - ・リンブルクGOM；
 - ・フラウンデレン・ブラバントGOM。
- 7° 観光。
- 8° 子ども及び家族。
- 9° フラウンデレン地域圏廃棄物処理公社。
- 10° フラウンデレン給水会社。
- 11° フラウンデレン職業紹介職業訓練局。
- 12° フラウンデレン住宅公社。
- 13° フラウンデレン土地公社。
- 14° 地域圏教育会議管理業務。
- 15° 助成教育基盤整備事業局。
- 16° フラウンデレン共同体科学研究所の人事。
- 17° フラウンデレン共同体の学術施設の法人格を有する財団の職員。
- 18° ゲント大学病院。
- 19° フラウンデレン障害者社会統合基金。
- 20° 身体の成長・スポーツ・屋外レクリエーションの促進委員会委員長。
- 21° フラウンデレン輸出局。
- 22° フラウンデレン科学技術革新奨励協会。
- 23° フラウンデレン自営業者協会。
- 24° フラウンデレン教育会議。
- 25° 公立ゲール精神病院。
- 26° レケム精神病院。
- 27° フラウンデレン環境公社。
- 28° フラウンデレン無名海洋連絡運河・河川連結土地管理局。
- 29° フラウンデレン・オペラ（VIオペラ）。
- 30° フラウンデレン文学基金。
- 31° フラウンデレン美術館再建基金。
- 32° フラウンデレン電気ガス規制局。
- 33° 人間の利用のための水域に関する2002年5月24日の勅令により設置された統制機関。

部門ⅩⅨ

A. ドイツ語圏共同体

- B. 1° ドイツ語圏共同体省。
- 2° ドイツ語圏共同体教育施設の職員。
- 3° ドイツ語圏共同体の精神医学社会センター及びドイツ語圏共同体の養成センターの職員。

- 4° ドイツ語圏共同体政府に依拠する監督官庁の職員。
- 5° ドイツ語圏共同体に依拠するカトリック、プロテスタント、イスラム及びイスラエル宗教の教師、聖職者及び視学。
- 6° ドイツ語圏共同体の学術諸団体の職員。
- 7° ドイツ語圏共同体の学術施設の法人格を有する財団の職員。
- 8° 「ドイツ語圏社会のベルギーラジオ・テレビ放送センター」。
- 9° 「ドイツ語圏社会障害者局」。
- 10° 「中流階級及び中小企業の専門養成・永続的育成のための協会」。
- 11° 「ドイツ語圏社会職業安定所」。
- 12° 「ドイツ語圏社会揭示社会会議」。

部門Ⅱ

- A. 公共社会保障制度
- B. 1° 海外社会保障局。
- 2° 労働災害基金。
- 3° 職業病基金。
- 4° ベルギー国旗下の船員救援準備金庫。
- 5° 失業手当支援金庫。
- 6° 疾病・傷害者保険支援金庫。
- 7° 社会保障岐路銀行。
- 8° 国家職業安定所。
- 9° 国家年次休暇局。
- 10° 国家被雇用者家族手当局。
- 11° 国家年金局。
- 12° 国家社会保障局。
- 13° 国家県・自治体政府機関社会保障局。
- 14° 国立自営業者社会保障協会。
- 15° 国立疾病・傷害者保険協会。

1984年9月28日の勅令により追加されたものを考慮。

84年9月28日の補遺・参考資料

補遺Ⅱ

国法及びその勅令の施行

A. 日の再掲

- (a) 勅令の公告された日から2か月後の最初の日。
- (b) 勅令の第56条 § 1 に提示された名簿が公告された日。
- (c) 勅令の第63条第3項に提示された名簿が公告された日。
- (d) “a” の日以後30日。
- (e) “c” の日以後30日。

B. 国法の施行

条				
1	a			
2 § 1 t/en2			d (3) (4)	e (6) (7)
2 § 3	a			
3 â/tot 8	a			
9			d (3)	e (6) (7)
10	a			
11 § 1 et/en2				e
11 § 3	a			
12	a			
13				
14, 15	a			
16		b		
17		b (1)	c (2)	
18		b		
19, 1°				e
19, 2°			d	
19, 3°			d (3) (5)	e (6) (7)
19, 4°			d (3)	e (6) (7)
20		b		
21â/tot23	a			

- (1) 総務委員会に在席する労働組合に関するもの。
- (2) 総務委員会に在席せず全員が関係交渉委員会に領域にいる労働組合に関するもの。
- (3) 全員が総務委員会に関するもの。
- (4) 但し国法の第2条§1第1項1^oに規定された案件についての交渉の義務が基本原則の定義のための勅令の施行の日に全て存在する。
- (5) この条文だけは交渉に関係している。
- (6) 部門別委員会、特別委員会、協議委員会に関するもの。
- (7) 基本原則の定義のための勅令の施行の日より以前にはまだ発効していなかった。

C. 勅令の施行

条

1â/tot 4	a			
5, 6			d (5)	e (6) (7)
7, 8	a (1)			
9, al./lid 1		b		
9, al./lid 1 et/en 3		b (2)	c (3)	
10â/tot12		b		
13â/tot15		b (2)	c (3)	
16â/tot18, § 1	a			
18 § 2		b		
19â/tot21	a			
22			d (5)	e (6) (7)
23, 24	a			
25			d (5)	e (6) (7)
26, 27	a			
28â/tot32			d (5)	e (6) (7)
33â/tot47	a			
48â/tot50				e (7)
51â/tot70	a			
71â/tot80		b		
81			d (5)	e (6) (7)
82, 83		b		
84		b (2)	c (3)	
85â/tot87		b		
88â/tot90, al./lid 1 et/en 2	a			
90, al./lid 3				e (7)
91				e (7)
92			d (4) (5)	e (6) (7)
93			d (4) (5)	e (6) (7)
94			d	
95		b		
96	a			
97		b		
98â/tot103	a			
104		b		
105â/tot107, § § 1 et/en 4	a			

- (1) その日の夕方総理大臣が『ベルギー官報』に労働組合が勅令第7条§1に提示されたとおりに行動するよう求めた通告を公告した。
- (2) 総務委員会に在席する労働組合に関するもの。
- (3) 総務委員会に在席していない労働組合に関するもの。
- (4) 且つ法律の第2条§1第1項1^oに規定された資料のために基本原則の明確化のための勅令の発効の日に。
- (5) 全員が総務委員会に関するもの。
- (6) 部会、特別委員会、協議委員会に関するもの。
- (7) 基本原則の定義のための勅令の施行の日より以前にはまだ発効していなかった。

1984年9月28日の勅令により追加されたものを考慮。